

(法第 10 条関係「設立認証申請」)

2020 年度（令和 2 年）事業計画書  
2020 年 7 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日まで

特定非営利活動法人 桜ライン 311  
代表理事 岡本 翔馬

## 1 事業実施の方針

東日本大震災にて発生した津波により甚大な被害を受けた陸前高田市、その津波到達地点は約 170km に及びます。もう一度同じことが発生した時に被害を最小に抑えるため、桜を津波の到達地点に植樹し、後世に伝承することで被害軽減を目指します。

また津波のこわさ、備えの重要性を子孫の世代まで風化させない為に、全国各地で講演会を実施。災害の多い日本という国にすむうえでの意識啓発をしていきます。

桜ラインを陸前高田市の財産として、住民の皆さんに受け入れられていくために、陸前高田市との連携を行ない「まちづくり」として提言していきます。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千 円)
陸前高田市 内における 東日本大震 災の津波到 達ラインを つなぐ桜並 木植樹事業	秋の植樹会、春の植樹年間 2 回の植樹会を実施。本年は地元の小学校との植樹会の展開にも注力し全校での実施を目指す。それに平行して植樹地の確保の為に市内での活動を通年で実施。目標として 300 本。また紙媒体も用いた植樹地確保と地権者を訪問しての植樹許可の取得にも注力する。また同時に今までの植樹箇所の育成確認とメンテナンスを実施予定。	通年	陸前高 田市全 域	900 人 (ボラ ンティア 含む)	32,324

津波のこわさ、備えの重要性を子孫の世代まで風化させないための普及・啓発活動	市外から団体にて陸前高田に訪れた人に対する講演、及び市外での講演活動。また防災/減災教育の観点においての活動を拡充。東日本大震災の教訓を市内外に伝える為の活動を実施する。あわせて甚大な災害が起きた際に募金活動を実施。現地の必要とされる方に陸前高田市からの募金を送金する。	通年	陸前高田市及び全国	50人(ボランティア含む)	4,254
③桜並木を地元のまちづくり計画の一部として活用してもらえるよう提言する事業	陸前高田市の復興計画内において「まちづくり」に活かしていくか検討提案していく。祈念公園との連携を目指して継続活動。また行政管理である土地の植樹地の利活用についても陸前高田市や岩手県と検討及び提案する。	通年	陸前高田市及び全国	20人	1,952

(A4)